

ふれあいサロンを実施されているみなさまへ

「ふれあいサロン」登録のご案内



サロン同士の情報共有や更なる連携をはかるため、サロンの登録を受付しています。

(1) ふれあいサロンに関わる保険を全額助成

ふれあいサロンの参加者が、参加中および自宅から活動場所までの往復途上において、急激かつ偶然な外来の事故でケガをした場合に、補償します。

(2) ふくしレクリエーション物品の貸出

ふれあいサロン等でご使用いただけるふくしレクリエーション物品を貸出いたします。登録すると、利用日の3か月前の1日から申請できます。(登録サロン以外は2か月前の1日からの申請となります)

(3) ふれあいサロン運営者を対象とした研修交流会のご案内

ふれあいサロン運営者同士の交流や、ふれあいサロンの運営に関わる研修のご案内をお送りします。

(4) ふれあいサロンに関わる情報の発信

市内のふれあいサロンに関する情報を掲載した広報誌「ふれあいサロン通信」をお送りします。

(5) ふれあいサロン運営に関わる各種相談受付

ふれあいサロンに関する情報提供や、各種相談を受付しています。



登録の対象となるサロン

ふれあいサロンは、高齢者をはじめとする地域住民が、仲間づくりや生きがいづくりをとおして、安心かつ安全にいきいきと住み続けることができるよう、住民が主体的に企画及び運営する活動で、以下のすべてに該当することを条件とします。

- (1) 地域に居住する方が気軽に広く参加でき、新しい参加者を積極的に受け入れていること。
- (2) 地域の実情に応じて、地域住民が主体的かつ定期的に運営し、参加者で支え合いながら継続的な活動運営を目指していること。
- (3) 会館、集会所、個人宅等の地域を拠点として活動していること。
- (4) 特定の趣味・文化活動を目的としていないこと。(相談下さい)
- (5) 営利・政治・宗教的な活動をしていないこと。



登録方法

下記書類を社会福祉協議会へご提出ください。

※サロン開催の5日前（土日祝を除く）までにご登録をいただきますと、当月開催分から保険が適用になります。

〔提出書類〕

- ① ふれあいサロン登録申込書（様式1）
- ② 添付資料（運営規則等サロン関係の資料があれば、お願いいたします。）



登録に際してのお願い

- ① 毎回のサロン開催時に、参加者名簿（お名前の名簿）の作成をお願いいたします。
※毎回提出いただく必要はありませんが、事故発生時に、保険の手続きの際にご提出をいただきます。
- ② 事故やケガ等が発生した場合、社会福祉協議会へご連絡ください（参加者の行き帰りのケガを含む）。登録いただいたふれあいサロンは、ふれあいサロンに関わる保険に加入しております。
- ③ 登録いただいたサロン内容の変更（時間、場所等の変更を含む）・中止・廃止をする場合は、社会福祉協議会へご連絡ください。また、行事で外出する等、開催場所が一時的に変更となる場合も、必ずご連絡ください（ご連絡が無い場合、保険が適用されない場合がございますので、ご注意ください）。
- ④ 平成30年度中のふれあいサロンの実施がすべて終了しましたら、**平成30年度ふれあいサロン実施報告書**をご提出お願いします。
- ⑤ 社協職員がふれあいサロンへ訪問させていただく場合がございます。ご協力をよろしくお願いいたします。



問合せ先

社会福祉法人 苫小牧市社会福祉協議会 地域福祉課地域福祉係
〒053-0021 苫小牧市若草町3丁目3番8号
電 話：32-7111 FAX：34-8141

